

# グループホーム竹光園 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹水会が開設する「グループホーム竹光園」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、介護保険法並びに関係法令等の趣旨及び内容に沿った、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、要介護または要支援2の認定を受け、認知症と診断された方(以下「利用者」という。)に対し、個々の状態に最適な質の高いサービスを提供することを目的とする。

### (事業の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、共同生活住居において家庭的な環境を整え、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営めるよう支援する。

2 利用者の人格と尊厳を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。性別・年齢等にかかわらず、個々の状態に応じた介護計画を作成し、必要なサービスを適切に提供する。

3 利用者の身体的・精神的状況を把握し、その状態や症状に応じて適切に対応する。

4 生活リハビリテーションの観点から、ホーム内での家事等は、可能な限り利用者と介護員が共同で行う。

5 利用者の行動を常に把握し、安全の確保に十分配慮する。

6 居宅介護事業者、保健・医療・福祉サービス提供者、関係市町村と連携し、利用者が総合的に適切なサービスを受けられるよう配慮する。

7 日常的な健康管理及び急変時に備えるため、医療機関との連携体制を整える。

8 提供するサービスの内容及び方法について、利用者及び家族にわかりやすく説明し、同意を得る。

9 介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と生活の質の向上に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

10 事業所は、利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせない。

11 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行わない。

12 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」を十分に検討し、検討内容、実施の態様・時間、利用者の心身の状況及び理由を記録する。

13 事業所は、サービスの質の評価・管理を行い、定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常に改善に努める。

(事業所の名称及び所在地)

### 第3条

本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム竹光園  
3ユニット(各ユニット定員9名、合計27名)

(2) 所在地： 南相馬市原町区長野字南原52番

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、人員数および職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、常勤で1名以上とする。
  - (1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握及び管理、その他の管理を一元的に行うと、ともに事業の提供を行う。
  - (2) 管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有する。
  - (3) 管理者は、業務に支障のない限り他の業務と兼務できるものとする。
2. 介護従業者は、日中は、各ユニット常勤換算で3名以上とし、夜間及び深夜の時間は3ユニットで従業者を2名配置する。
  - (1) 介護従業者は、介護及び日常生活全般にかかる支援を行う。
3. 計画作成担当者を1名以上配置する。(介護支援専門員)
  - (1) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

## 第3章 事業所の入居定員及び居室数、事業の方法、内容及び利用料、その他の費用の額

(利用者の定員及び居室数等)

### 第5条

利用者の定員は、個室9室で構成される1ユニットを3ユニット設置し、合計27室、定員27名とする。

(事業の内容)

#### 第6条

事業の内容は次のとおりとする。

1. 入浴、排泄、食事、更衣、整容などの介助
2. 家事等を行う事による日常生活の中での機能訓練
3. 日常生活を営むうえで、利用者自身が行う事の困難な事への援助
4. 趣味嗜好に応じた活動支援
5. 家族や地域との交流支援
6. 相談、援助等

いずれも従業者による見守りや促し等により、利用者が主体となってその有する能力を最大限に享受できるよう配慮し、出来ない事、困難な事へのさりげない介助及び援助を心がける。

(健康管理)

#### 第7条

従業者は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

#### 第8条

認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、利用者又は家族に交付する。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料、その他の費用の額)

#### 第9条

本事業の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とする。法定代理受領サービスであるときは、その者の負担割合に応じるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 家賃 月額 45,000 円 (1,500 円/日)
- (2) 食費 朝食 400 円、昼食 700 円、夕食 600 円 (1,700 円/日)
- (3) 水道光熱費 月額 24,000 円 (800 円/日)

2. 前項（１）から（３）は、月の途中で入退居した場合には、日割り計算とする。また、外泊した場合には、食費・水道・光熱費を日割り計算とする。
3. 費用徴収に際しては、事前に利用者またはその家族に対し、該当サービスの内容をわかりやすく説明し、同意を得る。
4. 前項の他、日常生活に関する費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者またはその家族に説明し、同意を得たものだけに限り徴収する。
5. 利用料の支払いは、毎月 10 日までに発行する、月ごとの請求書に基づき、毎月末までに支払いを受ける。

（入居者の入院期間中の取り扱い）

#### 第 10 条

入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、３ヶ月以内の退院が見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後に円滑に再入居できるように努める。

2. ３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、本人及び家族と協議し、退居の手続きを行う。

（入居退居にあたっての留意事項）

#### 第 11 条

本事業は、要介護者・要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2. 本共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
3. 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
4. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
5. 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
6. 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
7. 利用者が要介護認定の更新等により要支援 1 または自立と判定され、認知症対応型共同生活介護の入居要件（要支援 2 以上）を満たさなくなった場合は、本人・家族・ケアマネジャー・市町村と協議のうえ、退居の調整を行う。

(衛生管理等)

#### 第12条

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備、備品又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなければならない。

2. 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

#### 第13条

従業者は、サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2. 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3. 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害・防火対策)

#### 第14条

非常災害・防火対策は以下のとおりである。

(1) 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者は、各勤務帯の責任者(リーダー)とする。

(2) 始業時および終業時には、火災防止の為、自主的に火元の点検を行う。

(3) 非常災害用の設備は、常に有効に保たれるよう留意する。

(4) 防火管理者は、従業者に対して以下の防火教育、防火訓練を行う。

- \* 防火教育訓練および消火訓練を年に1回
- \* 利用者を含めた避難訓練を年に2回
- \* 非常災害用設備の使用方法的徹底を随時

(協力医療機関および協力歯科医療機関)

#### 第15条

入居者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

2. 入居者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り、救急医療等の適切な措置を講ずる。
3. 協力医療機関、協力歯科医療機関を定めておく。
  - ・協力医療機関 医療法人社団 青空会 大町病院
  - ・協力歯科医療機関 わたなべ歯科クリニック

(苦情処理)

#### 第16条

入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずる。

(個人情報保護)

#### 第17条

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所は、従業者が退職した後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約書に入れている。
3. 事業所は、関係機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第18条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周

知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束に向けての取組）

#### 第 19 条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携等）

#### 第 20 条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の市役所職員、認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

#### 第 21 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント防止対策)

#### 第 22 条

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

#### 第 23 条 (利用者へのお願い及び禁止事項)

1 事業所は、利用者及び家族との健全な信頼関係を維持し、適切なサービス提供を行うため、次の事項について協力を求めるものとする。

- (1) お菓子その他の心付けは一切受け取らないため、持参しないこと。
- (2) 職員の写真を撮影する場合は、個人情報保護の観点から、事前に当該職員本人の同意を得ること。
- (3) 施設内は禁煙とするため、敷地内での喫煙を控えること。

2 事業所は、利用者及び家族が次の行為を行った場合、サービス提供に支障をきたすおそれがあるため、禁止事項として定める。

- (1) 職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷その他の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他のハラスメント行為。
- (3) 職員の写真・動画・音声等を無断で撮影し、SNS 等へ掲載する行為。

3 前項の禁止事項に該当する行為が継続し、事業所の運営又は他の利用者の生活に重大な支障を及ぼすと判断される場合には、利用契約の継続が困難と認められることがあり、必要に応じて契約解除を行うことができる。

#### 第4章 その他、運営に関する留意事項

##### (勤務体制確保)

##### 第24条

入居者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2. 前項の従業者の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する。
3. 従業者の資質向上を図るため、採用時の研修及び継続研修、経験に応じた研修の機会を随時設け業務体勢を整える。

##### (損害賠償)

##### 第25条

入居者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

##### (秘密保持)

##### 第26条

従業者は、業務上知り得た利用者または家族に関する秘密を保持する。

2. 従業者でなくなった後にも、利用者または家族の秘密を保持する旨を、従業者との間で同意書を取る。

##### (記録の整備)

##### 第27条

サービスの提供に関する記録の整備をするとともに、これを利用終了後5年間保管します。利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### その他

##### (反社会的勢力の排除)

##### 第28条

事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- (1) 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

(2) 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

#### 第 29 条

この規程に定められた事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人竹水会と事業所の管理者との協議を基に定めるものとする。

#### 附則

(1) この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。